

社会福祉法人及び社会福祉施設の 運営について

令和8年6月
堺市健康福祉局生活福祉部
健康福祉総務課

目 次

- 1 令和 7 年度指導監査における主な指摘事例 …… 1
- 2 令和 8 年度指導監査の概要 …… 20
- 3 令和 8 年度指導監査の重点項目 …… 22
- 4 関係法令の改正等について …… 25

1 令和7年度指導監査における主な指摘事例

令和7年度堺市社会福祉法人等指導監査結果

(1) 法人運営関係

指摘事例

事例 1	定款記載事項が事実と異なる。
事例 2	評議員、役員を選任やそれに係る事務処理が適切に行われていない。
事例 3	評議員会または理事会の招集、開催手続きが適切に行われていない。
事例 4	理事会での決議に不備がある。
事例 5	議事録の作成が適切に行われていない。
事例 6	評議員会を2回以上連続して欠席している評議員、理事会を2回以上連続して欠席している役員がいる。
事例 7	理事長及び業務執行理事が、定められた頻度で職務執行に関する報告をしていない。
事例 8	その他

1 令和7年度指導監査における主な指摘事例

令和7年度堺市社会福祉法人等指導監査結果

法人運営関係【事例1】

定款記載事項が事実と異なる。

- ・ 定款に記載されている事業を実施していない。
- ・ 廃止した事業が定款に記載されたままとなっている。
- ・ 定款の必要的記載事項である基本財産、公益事業用財産が記載されていない。

▼定款記載事項に追加、変更、削除などの異動がある場合は、理事会及び評議員会の決議を経て市へ届出又は認可申請を行ってください。

▼①事務所の変更、②基本財産の増加、③公告方法の変更 は届出事項となりますので、評議員会における議決後、遅滞なく届け出てください。

▼上記①～③以外の変更は堺市長の認可が必要となりますので、定款変更認可申請を行ってください。

1 令和7年度指導監査における主な指摘事例

令和7年度堺市社会福祉法人等指導監査結果

法人運営関係【事例2】

評議員、役員を選任やそれに係る事務処理が適切に行われていない。

- ・ 選任手続きが定款に定められた方法により行われていない。
- ・ 評議員に特殊関係者が選任されている。
- ・ 就任承諾書等により就任の意思表示があったことが確認できない。
- ・ 監事の選任議案を評議員会に提出する際に、現監事の過半数の同意を得ていない。

▼評議員、役員を選任にあたっては、社会福祉法及び定款に定められた所要の手続きを確実に行わなければなりません。

▼特に、宣誓書等で「欠格事由、特殊の関係に該当しないこと、反社会的勢力に属する者でないこと」を確認するとともに、就任承諾書等により就任の意思表示を確認する必要があります。

▼監事を選任にあたっては、現監事の過半数（監事定数が2名ならば2名とも）が同意したことを、同意書又は議事録等により確認できるようにしてください。

1 令和7年度指導監査における主な指摘事例

令和7年度堺市社会福祉法人等指導監査結果

法人運営関係【事例3】

評議員会または理事会の招集、開催手続きが適切に行われていない。

- ・評議員会の招集について、理事会の決議により定められていない。
- ・理事会の1週間前までに役員全員に招集通知を発出していない。
- ・評議員会（理事会）の招集通知が省略された際、評議員（役員）全員の同意を得たことが確認できない。

- ▼評議員会を招集する場合は、評議員会の日時及び場所並びに議題を理事会で決議しなければなりません。なお、定時評議員会の開催日は、計算書類等の備置き及び閲覧に係る規定との関連から、招集を決議した理事会から2週間（中14日間）以上の間隔をあけてください。
- ▼理事会及び評議員会の招集通知は開催日の1週間前までに発出してください。
- ▼評議員（役員）全員の同意があるときは評議員会（理事会）の招集通知を省略できますが、全員の同意が客観的に確認できる書類を保存する必要があります。ただし、評議員会の招集通知を省略する場合も、理事会での評議員会招集決議は省略できません。

1 令和7年度指導監査における主な指摘事例

令和7年度堺市社会福祉法人等指導監査結果

法人運営関係【事例4】

理事会での決議に不備がある。

- ・ 決議を行う際に、議案について特別の利害関係を有する理事等がいるかの確認を行っていない。
- ・ 理事会において、特別の利害関係者が決議に加わっていた。
- ・ 理事会で決議すべき次のような事項が決議されていない。

評議員会の議題及び議案
多額の契約及び多額の借財
有価証券の資金運用
新年度の予算及び事業計画

- ▼ 決議を行う前には、議案について特別の利害関係を有する評議員又は理事の有無を確認し、その結果を議事録に明記してください。
- ▼ 議案について特別の利害関係を有する評議員又は理事は、当該議案の審議及び決議から外すとともに、その旨を議事録に記載して下さい。

1 令和7年度指導監査における主な指摘事例

令和7年度堺市社会福祉法人等指導監査結果

理事会の主な決議事項

- ・ 評議員会の日時及び場所並びに議題・議案の決定
- ・ 理事長及び業務執行理事の選定及び解職
- ・ 重要な役割を担う職員の選任及び解任
- ・ 重要な組織の設置、変更及び廃止
- ・ 競業及び利益相反取引の承認・計算書類及び事業報告等の承認
- ・ 役員、会計監査人の責任の一部免除（定款に定めがある場合に限る。）
- ・ その他理事長等に委任されていない重要な業務執行の決定 等

評議員会の主な決議事項

- ・ 理事、監事、会計監査人の選任及び解任
- ・ 理事、監事の報酬等の額（定款に定める場合を除く。）
- ・ 理事等の責任の免除
- ・ 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- ・ 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- ・ 定款の変更 ・ 合併の承認 ・ 社会福祉充実計画の承認 等

※法令及び定款に定める事項以外は、評議員会で決議することなく、必要に応じて報告に留めてください。

1 令和7年度指導監査における主な指摘事例

令和7年度堺市社会福祉法人等指導監査結果

法人運営関係【事例5】

議事録の作成が適切に行われていない。

- ・ 評議員会の議事録に必要事項である議長の氏名、議事録作成者の氏名が記載されていない。
- ・ 決議があったものとみなされた理事会（決議省略）の議事録に議案の一部が承認された旨が記載されていない。
- ・ 議事録に、定款に定める者の署名又は記名押印がされていない。

▼社会福祉法施行規則第2条の15第3項の規定により、評議員会の議事録には「議長の氏名」「議事録の作成に係る職務を行った者の氏名」を記載する必要があります（理事会の議事録には同様の規定なし）。

▼理事会の議事録の議事録署名人が定款と異なっているケース、理事会で決議された事項が議事録記載漏れとなっているケースも見受けられました。

1 令和7年度指導監査における主な指摘事例

令和7年度堺市社会福祉法人等指導監査結果

法人運営関係【事例6】

評議員会を2回以上連続して欠席している評議員、理事会を2回以上連続して欠席している理事・監事がいる。

実際に会議に出席できない人が名目的・慣例的に評議員・役員として選任されたために欠席を重ねる結果となるのは、正常な法人運営の妨げとなり不適切です。

したがって、評議員・役員には**会議に確実に出席できる人**を選任することが重要であり、急病等やむを得ない事情が認められる場合を除いて、欠席が常態化しているような評議員・役員は交代する必要があります。

このほか、評議員・役員が会議に出席しやすいよう日程調整の仕方を工夫すること、あるいはオンライン会議を導入することも積極的に検討してください。

1 令和7年度指導監査における主な指摘事例

令和7年度堺市社会福祉法人等指導監査結果

法人運営関係【事例7】

理事長及び業務執行理事が、定められた頻度で職務執行に関する報告をしていない。

理事長及び業務執行理事は、理事会で3か月に1回以上（定款に定めがある場合は、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上）の頻度で職務執行に関する報告をしなければなりません。この報告は、実際に開催された理事会（決議の省略によらない理事会）において行わなければなりません。

定款で理事長及び業務執行理事の報告を「毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上」と定めている場合、会計年度をまたいで前回理事会から4か月を超える間隔が空いていなくても差し支えありません。例えば、理事会を毎会計年度6月と3月に開催している場合は会計年度をまたいでいるため、当該間隔が4か月を超えていなくてもかまいません。

1 令和7年度指導監査における主な指摘事例

令和7年度堺市社会福祉法人等指導監査結果

法人運営関係【事例8】

その他

- ・ 公印管理規程について、規定と実態が相違している。
- ・ 事業追加等の変更登記が行われていない。
- ・ 国又は地方公共団体以外の者から借用している不動産について、事業の存続に必要な期間の利用権の設定及び登記がなされていない。
- ・ 借用している不動産の契約期間が終了している。

- ▼ 公印管理規程や経理規程などは特に改正漏れが目立ちますので、規定の内容に変更が生じる場合はすみやかに改正してください。
- ▼ 「履歴事項全部証明書」の記載事項に変更が生じる場合はすみやかに登記が必要です。理事長の重任や資産の総額などの登記漏れがよく見受けられます。
- ▼ 国又は地方公共団体以外の者から不動産を借用する際は、利用権（地上権又は借地権）の設定及び登記が必要です。

1 令和7年度指導監査における主な指摘事例

令和7年度堺市社会福祉法人等指導監査結果

(2) 会計関係

指摘事例

事例 1	経理規程が社会福祉法人会計基準に準拠していない。
事例 2	計算書類等が適正に作成されていない。
事例 3	工事及び物品購入等の契約手続きに不備がある。
事例 4	現金の取り扱いに不備がある。
事例 5	積立金に関する理事会の決議がない。
事例 6	社会福祉充実残額が発生しているが、社会福祉充実計画が策定されていない。
事例 7	役員等報酬等支給基準に不備がある。

1 令和7年度指導監査における主な指摘事例

令和7年度堺市社会福祉法人等指導監査結果

法人・施設会計関係【事例1】

経理規程が社会福祉法人会計基準に準拠していない。

- ・ 経理規程が現行法令に適合していない（注記事項、契約書の作成）。
- ・ 統括会計責任者を置いているが経理規程に規定がない。

- ▼ 社会福祉法人は公共性の高い組織であり、健全な運営及び経営の透明性が求められることから、社会福祉法人会計基準や経理規程に基づき、内部牽制が機能する体制で会計事務を行う必要があります。
- ▼ 会計事務を遂行するにあたっては、常に透明性の確保に努めるとともに、各種証憑書類等に基づいた処理を行う必要があります。

1 令和7年度指導監査における主な指摘事例

令和7年度堺市社会福祉法人等指導監査結果

法人・施設会計関係【事例2】

計算書類等が適正に作成されていない。

- ・ 計算書類間の数値に不整合がある。
- ・ 計算書類と附属明細書間の数値に不整合がある。
- ・ 注記の記載に誤りがある。
- ・ 附属明細書の様式に誤りがある。

▼ 決算関係書類は社会福祉法人会計基準に基づいて作成しなければなりません。

▼ 計算書類等の作成にあたっては特に次の点に留意してください。

・ **資金収支計算書の当期末支払資金残高 = 貸借対照表の当年度末支払資金残高**

(流動資産と流動負債の差額。ただし、1年基準により固定資産又は固定負債から振り替えられた流動資産・流動負債、引当金及び棚卸資産(貯蔵品を除く。)を除く。)

・ **事業活動計算書の次期繰越活動増減差額 = 貸借対照表の次期繰越活動増減差額**

・ **計算書類 = 附属明細書**

▼ 注記と計算書類、あるいは法人全体の注記と拠点区分ごとの注記との間に数値の不整合があるケースも見受けられました。

1 令和7年度指導監査における主な指摘事例

令和7年度堺市社会福祉法人等指導監査結果

法人・施設会計関係【事例3】

工事及び物品購入等の契約手続きに不備がある。

- ・入札が必要な工事や物品購入等であるにもかかわらず、入札を実施していない。
- ・100万円を超える工事や物品購入等にもかかわらず、書面による契約（契約書、請書）を締結していない。
- ・随意契約に際し、見積りを比較するなど適正な価格を客観的に判断していない。
- ・理事長の専決権を超える金額の契約を理事会の承認なく行っている。

随意契約規定を拡大解釈し不適切な契約を行っているケース、1000万円を超える工事を合理的な理由なく随意契約で行っているケースが毎年のように見受けられます。価格決定は一般競争入札によることが原則であり、随意契約は①**予定価格が少額である** ②**性質・目的が競争入札に適さない** ③**緊急の必要がある** など、社会福祉法人会計基準や経理規程に規定された理由の範囲内で**限定的に許容**されるものであり、理事会や外部に対して十分に説明ができる**合理的な随意契約理由**が不可欠です。また、随意契約を行う場合においても法人経理規程に基づき、一部の例外を除いて見積り比較を行い、透明性・競争性を確保して適正な価格を決定する必要があります。

1 令和7年度指導監査における主な指摘事例

令和7年度堺市社会福祉法人等指導監査結果

法人・施設会計関係【事例4】

現金の取り扱いに不備がある。

- ・小口現金の保管限度額を超えて運用している。
- ・収納した金銭について、経理規程に規定する期日以内に金融機関に預けられていない。

▼法人内・施設内で多額の現金を長期にわたって保有し続けることは紛失や盗難等のリスクを高め、現金管理のための事務負担の増大にもつながります。

▼経理規程に定められた小口現金保管限度額の超過が常態化している場合は、保管限度額変更（経理規程改正）を検討する必要がありますが、その際には過去の経費精算データを集計・分析の上、実際の使用実績に基づいた適切な金額を設定することが重要であり、決して過大な金額とならないように注意してください。

1 令和7年度指導監査における主な指摘事例

令和7年度堺市社会福祉法人等指導監査結果

法人・施設会計関係【事例5】

積立金に関する理事会の決議がない。

- ・ 人件費積立金、施設・設備整備積立金の計上について理事会の決議を得ていない。
- ・ 積立金の目的外使用について理事会の決議を得ていない。

- ▼ 社会福祉法人会計基準準則では、積立金は「将来の特定の目的の支出又は損失に充てるために、**理事会の決議に基づき**積立金として積み立てられたもの」とされ、予算理事会での決議又は積み立てを行うたびに事前の理事会決議が必要です。
- ▼ 積立資産の取崩しを行う場合は同額の積立金を取崩すものとし、目的内・目的外を問わず事前に理事会決議が必要です。

1 令和7年度指導監査における主な指摘事例

令和7年度堺市社会福祉法人等指導監査結果

法人・施設会計関係【事例6】

社会福祉充実残額が発生しているが、社会福祉充実計画が策定されていない。

- ▼社会福祉法人は、毎会計年度末に**社会福祉充実残額**を算定する必要があります。この残額が1万円以上ある場合は原則として「社会福祉充実計画」を策定し、所轄庁の承認を得た上で、地域の福祉ニーズ等を踏まえつつ、社会福祉充実残額を計画的かつ有効に再投下していくこととなります。
- ▼社会福祉充実計画を策定する必要がある法人は、毎会計年度終了後3か月以内（6月30日まで）に承認を申請してください。

1 令和7年度指導監査における主な指摘事例

令和7年度堺市社会福祉法人等指導監査結果

法人・施設会計関係【事例7】

役員等報酬等支給基準に不備がある。

- ・役員等報酬等支給基準が評議員会の承認を受けていない。
- ・役員等報酬等支給基準に規定すべき事項が規定されていない。
- ・役員等の区分毎の報酬の総額についてインターネットの利用による公表が行われていない。

- ▼評議員の報酬等の額（無報酬の場合はその旨）は、定款で定める必要があります。また、役員等の報酬等の額は、定款にその額を定めていない場合には、評議員会の決議によって定める必要があります。
- ▼評議員及び役員等の報酬については不当に高額なものとならないよう、評議員会の承認を受けて支給基準を定めなければなりません。
- ▼透明性確保のため、支給基準及び報酬総額はインターネット（法人ホームページ又はWAM NET）により公表することとされています。

1 令和7年度指導監査における主な指摘事例

令和7年度堺市社会福祉法人等指導監査結果

(3) 施設関係

指摘事例

事例1	運営規程に虐待の防止のための措置に関する事項が定められていない。
事例2	資格証の確認ができない職員がいる。
事例3	個人情報保護に関する誓約書の確認ができない職員がいる。

- ▼運営規程は、運営に関する重要事項が網羅されているものでなければなりません。
- ▼資格を要する職種に無資格職員を配置していないことを証明するため、資格証は全員分保存しておかなければなりません。
- ▼職員を任用する際には、業務上知り得た個人情報の適切な管理と漏えい・不正利用の防止について、書面で誓約させる必要があります。

2 令和8年度指導監査の概要

令和8年度堺市社会福祉法人等指導監査実施方針（資料3）

◆実施時期・方法

令和8年7月～令和9年3月 実地監査にて実施

法人監査には公認会計士の資格を有する者も監査員として加わります。

◆監査実施周期

法人監査

原則3年に1回（法人運営状況により実施周期を短縮する場合、また、一定の要件を満たす法人は実施周期を延長する場合があります）

施設監査

- ・保護施設、障害者支援施設及び老人福祉施設は原則3年に1回
- ・児童福祉施設は原則毎年。ただし、認定こども園については、一定の要件を満たしている場合は2年に1回とすることがあります

2 令和8年度指導監査の概要

令和8年度堺市社会福祉法人等指導監査実施方針（資料3）

◆指導監査の実施の流れ

指導監査の実施通知

実施日の1か月前までに法人等へ実施日時等の必要事項を通知

指導監査の実施

各法人・施設所管課の監査員、会計士などが訪問し実地で指導監査を実施

指導監査の結果通知

法人等へ指導監査結果を通知
(監査日のおおむね1か月後)

改善報告の提出

指導監査結果通知において指摘を受けた法人等は改善報告書を市へ提出

3 令和8年度指導監査の重点項目

令和8年度堺市社会福祉法人等指導監査実施方針（資料3）

（1）適正な法人運営の確保

- ① 役員・評議員の選任手続は適正か。
- ② 理事会・評議員会の招集手続が適正に行われているか。
- ③ 理事会・評議員会において決議が必要な事項について、決議が行われているか。
- ④ 理事会・評議員会の議事録が適正に作成されているか。
- ⑤ 社会福祉法人の関係者に対して特別の利益を与えていないか。

3 令和8年度指導監査の重点項目

令和8年度堺市社会福祉法人等指導監査実施方針（資料3）

（2）適正な会計管理の確保

- ① 経理規程が遵守されているか。
- ② 社会福祉法人会計基準に基づく会計処理が適正に行われているか。
- ③ 会計処理に当たり内部牽制体制が確立されているか。
- ④ 計算書類、附属明細書及び財産目録は適正に作成されているか。
- ⑤ 現金等の管理が適正に行われているか。
- ⑥ 会計責任者や出納職員、固定資産管理責任者などの会計職員を任命しているか。

3 令和8年度指導監査の重点項目

令和8年度堺市社会福祉法人等指導監査実施方針（資料3）

（3）適正な施設・事業運営の確保

- ① 各種規程と実態が整合しているか。
- ② 虐待防止及び身体拘束の廃止が適切に行われているか。
- ③ 感染症及び食中毒等の予防対策が適切に行われているか。
- ④ 事故発生の防止及び発生時の対応が適切に行われているか。
- ⑤ 法令上定めることとされている非常災害対策計画や避難確保計画が定められているか。

4 関係法令の改正等について

厚生労働省課長通知「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」の一部改正（令和8年4月1日施行）

価格による随意契約を行う場合、2社以上の見積もりで差し支えないとされる上限額が引き上げられました。

- ・ **工事又は製造の請負**：250万円 ⇒ **400万円**
- ・ **食料品・物品等の買入れ**：160万円 ⇒ **300万円**
- ・ **上記に掲げるもの以外**：100万円 ⇒ **200万円**

適用する場合には法人経理規程の改正が必要です。

4 関係法令の改正等について

これまでにあった主な制度変更（労働関係）

◆令和5年4月1日

- ・月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が50%に引き上げ

◆令和6年4月1日

- ・自動車運転者、建設事業、医師の時間外労働の上限規制が適用
- ・労働条件明示のルール変更（労働契約締結時に就業場所・業務の変更の範囲、更新上限の有無と内容、無期転換申込機会、無期転換後の労働条件などを労働者に明示する義務）

◆令和7年4月1日

- ・子の看護休暇制度の見直し（小学校3年生修了までに延長、取得事由の拡大、継続雇用期間6か月未満の除外規定の禁止）。
- ・所定外労働の制限対象を「小学校就学前の子を養育する労働者」に拡大

4 関係法令の改正等について

労働関係法令のあらましについて

労働基準法を中心とした関係法令の基本的事項につきましては、大阪労働局が発行している「**労働基準関係法令のあらまし**」にわかりやすくまとめられていますので、ご参照ください。

【大阪労働局HP】

https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/roudoukijun_keiyaku/hourei_seido/_122090.html

動画「大阪労働局堺労働基準監督署からのお知らせ」もあわせてご覧ください。

社会福祉法人及び社会福祉施設の 運営について

終

最後までご覧いただきありがとうございました。